# 親子会社に関する規律に関する残された論点の検討

(前注) 本部会資料において、「試案」とは、「会社法制の見直しに関する中間試案」を 指す。また、試案において定義した用語は、本部会資料においても同一の意味を 有する。

### 第1 親会社株主の保護

1 親会社による子会社の監督

親会社による子会社の監督に関し、以下のような明文の規定を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 取締役会は、その職務として、株式会社の子会社の業務を監督するものとする。
- ② ①の監督は、当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の 適正の確保に必要な範囲内において、以下に掲げる事情に応じて、当該 株式会社のために、これを行うものとする。
  - ア 当該企業集団における①の子会社の重要性
  - イ 当該株式会社による①の子会社の株式の所有の目的及び態様
  - ウ その他の事情

### (補足説明)

当部会における議論を踏まえると、親会社の取締役は、親会社に対して負う善管注意義務(会社法第330条、民法第644条)の一環として、その子会社の業務を監督する義務を負っているとの解釈を会社法の規定上も明らかにするため、本文の①及び②のとおり、親会社の取締役会は、企業集団内における子会社の位置付け等に応じた一定の裁量を有しながら、子会社の業務を監督することをその職務とする旨の明文の規定を設けることが考えられる。

他方で、当部会においては、親会社が、このような監督権限に藉口して、子会社の経営に必要以上に干渉し、その自律性が損なわれることになるおそれがあるとの指摘がされている。また、親会社の利益の有無にかかわらず、親会社が子会社を監督しなければならないとまですべきではないとの指摘もされている。そこで、本文の②は、親会社の取締役会による監督は、当該親会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正の確保に必要な範囲内で、当該親会社のために行うものとしている。

なお、本文のような明文の規定を設けることと併せて、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制(会社法第348条第3項第4号,第362条第4項第6号,第416条第1項第1号ホ)の内容に、当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第98条第1項第5号,第100条第1項第5号,第112条第2項第5号参照)が含まれることを、会社法上明らかにすることも考えられる。

### 2 親会社株主の通知請求権

次に掲げる株主は、株式会社の子会社の取締役等の責任の原因である事実があることを疑うに足りる事由があるときは、当該株式会社に対して、 当該責任の追及に係る対応及びその理由等を、自己に通知することを請求 することができるものとすることについて、どのように考えるか。

- ① 総株主の議決権の100分の1以上の議決権を6か月前から引き続き 有する株主(公開会社でない株式会社の株主にあっては、総株主の議決 権の100分の1以上の議決権を有する株主)
- ② 発行済株式の100分の1以上の数の株式を6か月前から引き続き有する株主(公開会社でない株式会社の株主にあっては,発行済株式の100分の1以上の数の株式を有する株主)

#### (補足説明)

本文のような通知請求権を親会社株主に認めることについては、濫用の防止のため、これを少数株主権とすべきであるとの指摘がされている。そこで、例えば、総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は発行済株式の100分の1以上の数の株式を6か月前から引き続き有する株主に限定(公開会社でない株式会社の場合にあっては、6か月間の継続保有要件を課さないものとする。)して、本文のような通知請求権を認めることについて、検討する余地があるものと思われる。

### 3 多重代表訴訟

(前注) 以下では、試案第2部第1の1のA案から実質的な変更をした箇所に下線 を付している。

次のような内容の多重代表訴訟の制度を創設することについて、どのように考えるか。

① 株式会社の最終完全親会社(株式会社であるものに限る。)の<u>「総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は当該最終完全親会社の発行済</u>株式の100分の1以上の数の株式を有する」株主は、当該株式会社に

対し、発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人又は清算人(以下「取締役等」という。)の責任を追及する訴えの提起を請求することができるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでないものとする。

- ア 当該訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社<u>若しくは当該最終完全親会社</u>に損害を加えることを目的とする場合
- イ 当該訴えに係る請求の原因である事実によって当該最終完全親会社 に損害が生じていない場合
- ② ①の最終完全親会社とは、株式会社の完全親会社であって、完全親会社(株式会社であるものに限る。)を有しないものをいうものとする。
  - (注) 完全親会社には、株式会社の発行済株式の全部を直接有する法人等のみならず、これを間接的に有する法人等も含まれるものとする。
- ③ 最終完全親会社が公開会社である場合にあっては、①による請求をすることができる当該最終完全親会社の株主は、6か月前から引き続き<u>〔①に定める割合以上の当該最終完全親会社の議決権又は〕</u>株式を有するものに限るものとする。
- ④ 株式会社の取締役等の責任は、その原因である事実が生じた日において、当該株式会社の最終完全親会社が有する当該株式会社の株式の帳簿価額(当該最終完全親会社の完全子会社が有する当該株式会社の株式の帳簿価額を含む。)が当該最終完全親会社の総資産額の5分の1を超える場合に限り、①による請求の対象とすることができるものとする。
- ⑤ 株式会社が①による請求の日から60日以内に①の訴えを提起しないときは、当該請求をしたその最終完全親会社の株主は、当該株式会社のために、①の訴えを提起することができるものとする。
- ⑥ 株式会社に最終完全親会社がある場合には、当該株式会社の取締役等 の責任(①による請求の対象とすることができるものに限る。)は、当該 最終完全親会社の総株主の同意がなければ、免除することができないも のとする。
  - (注) 株式会社に最終完全親会社がある場合における当該株式会社の取締役等の 責任(①による請求の対象とすることができるものに限る。)の一部免除に関 する規律(会社法第425条等参照)についても、所要の規定を設けるもの とする。
- ⑦ 株式会社に最終完全親会社がある場合には、当該株式会社又はその株主のほか、当該最終完全親会社の株主は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、①の訴えに係る訴訟に参加することができる

ものとし、<u>また、当該最終完全親会社は、当事者の一方を補助するため、当該訴訟に参加することができる</u>ものとする。また、その機会を確保するため、次のような仕組みを設けるものとする。

- ア 株式会社の最終完全親会社の株主は、①の訴えを提起したときは、 遅滞なく、当該株式会社に対し、訴訟告知をしなければならないもの とする。
- イ 最終完全親会社がある株式会社は、①の訴えを提起したとき、又は アの訴訟告知を受けたときは、遅滞なく、その旨を当該最終完全親会 社に通知しなければならないものとする。
- ウ イによる通知を受けた最終完全親会社は、遅滞なく、その旨を公告 し、又は当該最終完全親会社の株主に通知しなければならないものと する。
- (注) このほか、不提訴理由通知、担保提供、和解、費用等の請求、再審の訴え等 の訴訟手続に係る事項については、現行法上の株主代表訴訟に関する規律に準 じて、所要の規定を設けるものとする。

#### (補足説明)

仮に多重代表訴訟の制度を創設することとする場合におけるその具体的な制度設計について、本文は、当部会における議論を踏まえて、試案第2部第1の1のA案の内容を変更している。

なお、多重代表訴訟の制度を創設することとする場合には、親会社株主が子会社の取締役等の責任を追及するに当たっての情報収集の充実という観点から、子会社の業務執行に関する検査役の選任申立権を親会社株主の少数株主権として認めるものとすること(会社法制部会資料 18 第1の1(2)③参照)についても、検討する余地があると考えられる。

### 4 株式会社が株式交換等をした場合における株主代表訴訟

株式会社が株式交換等をした場合における株主代表訴訟について、以下のような明文の規定を設けるものとする。

- ① 株主は、株式会社の株主でなくなった場合であっても、次に掲げるときは、会社法第847条第1項の責任追及等の訴えの提起を請求することができるものとする。
  - ア 当該株式会社の株式交換又は株式移転により当該株式会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。
  - イ 当該株式会社が吸収合併により消滅する会社となる吸収合併により, 吸収合併後存続する株式会社の完全親会社の株式を取得し,引き続き

当該株式を有するとき。

- ② ①による請求は、次に掲げる株式会社に対して行うものとする。
  - ア ①アの株式交換又は株式移転の場合 株式交換完全子会社又は株式 移転完全子会社
  - イ ①イの吸収合併の場合 吸収合併存続株式会社
- ③ ①アの株式交換若しくは株式移転又は同イの吸収合併(以下「株式交換等」という。)の効力が生じた日において株式会社が公開会社である場合にあっては、①による請求をすることができる①の株主は、当該日の6か月前から当該日まで当該株式会社の株式を有するものに限るものとする。
- ④ ①による請求は、株式交換等がその効力を生ずる日までにその原因である事実が生じたものに係る責任追及等の訴えに限り、その対象とすることができるものとする。
- ⑤ ①の株主は、①の責任追及等の訴えに係る訴訟に参加することができるものとする。
  - (注) このほか、不提訴理由通知、担保提供、和解、費用等の請求、再審の訴え等 の訴訟手続に係る事項については、現行法上の株主代表訴訟に関する規律及び 上記3で検討している多重代表訴訟に関する規律に準じて、所要の規定を設け るものとする。

## 第2 子会社少数株主の保護

1 親会社等の責任に関する明文の規定の創設

親会社等との利益相反取引における親会社等の責任に関し、以下のような明文の規定を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 親会社等は、親会社等との利益相反取引(当該取引がなかった場合と 比較して株式会社に不利益となるような条件のものに限る。以下「不利 益取引」という。)によって株式会社に生じた損害を賠償する責任を負う ものとする。ただし、親会社等が当該取引が不利益取引であることにつ き善意でかつ過失がないときは、この限りでないものとする。
- ② ①の不利益の有無及び程度は、当該取引の条件のほか、以下の事情を考慮して判断されるものとする。
  - ア 株式会社による当該取引の条件に関する検討及び交渉の態様
  - イ 株式会社と親会社等の間における当該取引以外の取引の条件
  - ウ 株式会社が親会社及びその子会社から成る企業集団に属することに よって享受する利益

エ その他一切の事情

- ③ ①の責任は、当該株式会社の総株主の同意がなければ、免除することができないものとする。
- ④ ①の責任は、会社法第847条第1項の責任追及等の訴えの対象とするものとする。

#### (補足説明)

当部会では、本文のような明文の規定を設けることの当否について、意見が分かれているが、これに反対する意見の理由は、(i)本文の①に関して、どのような場合に親会社等の責任が生ずるのかが不明確であるため、親子会社間の取引に対して萎縮効果を及ぼすという点、及び、(ii)本文の④に関して、明文の規定に基づく親会社等の責任を株主代表訴訟の対象とすることにより、濫訴の危険が高まるという点にある。

このうち、上記(i)(本文①)については、例えば、不利益の程度が著しい場合に限って親会社等の責任が生ずるものとすることも考えられる。ただし、本文の①では、当部会における議論を踏まえ、親会社等の責任の発生原因となり得る利益相反取引を、当該取引がなかった場合と比較して株式会社に不利益となるような条件のものに限定するものとするほか、親会社等の主観的事情による免責を認めるものとするなど、親会社等の責任が生ずる場面を相当程度限定している。そこで、このような限定によってもなお、親子会社間の取引に対して過度の萎縮効果を及ぼすおそれがあるといえるか、検討する必要がある。

また、上記(ii) (本文④) については、上記のように濫訴の危険が指摘されており、当部会における議論を踏まえると、本文のような明文の規定を設けることに反対する意見の主な理由は、この点にあると考えられる。他方で、親会社等の責任が追及される場面では、被告は親会社等であり、取締役の任務懈怠責任の追及のように被告が取締役個人となる場面ほど濫訴のおそれを深刻に捉える必要はないとの指摘もされている。また、上記のように、親会社等の責任が生ずる場面を不利益の程度が著しい場合に限ることとする場合には、濫訴のおそれもより小さくなると思われる。

本文のような明文の規定を設けることの当否については、以上を踏まえ、本文の ④のような規律を設けることによる濫訴のおそれをどのように考えるかという点を 中心に、検討する必要がある。

### 2 親会社等の不法行為責任の追及の実効性を確保するための規律の見直し

仮に上記1のような明文の規定を設けないこととする場合,子会社少数 株主の保護の観点から,親会社等との利益相反取引に関する親会社等の不 法行為に基づく損害賠償責任を会社法第847条第1項の責任追及等の訴えの対象とすることについて、どのように考えるか。

#### (補足説明)

当部会においては、仮に上記1のような明文の規定を設けないこととする場合には、親会社等の不法行為責任の追及という現行法上の少数株主保護の方策がその機能を適切に果たし得るようにする観点から、現行法の規律を見直す必要があるとの指摘がされている。具体的には、①親会社等との利益相反取引に関し、取締役の任務懈怠によって株式会社に損害が生じた場合には、親会社等が故意又は過失によって当該任務懈怠をさせたものと推定することや、②親会社等との利益相反取引に関する親会社等の不法行為に基づく損害賠償責任を会社法第847条第1項の責任追及等の訴えの対象とすることが考えられる。

このうち、上記①に対しては、そのような法律上の推定が働く理由が明確でないとの指摘がされている。また、親会社等との利益相反取引によって子会社が不利益を受けた場合に、逐一子会社取締役の任務懈怠を通して親会社の責任を考えるのは迂遠であるとの指摘もされており、上記①のような規定を設けることで、そのような迂遠な法律構成を主たる責任追及の方法と位置付けることが適切かどうか、慎重に検討する必要があると思われる。

また、上記②については、規律を見直す必要性があること自体については、強い 異論は出されていないが、株主代表訴訟制度の濫用のおそれがあるとの指摘がされ ている。この点については、上記1の本文の④と同様に、濫訴のおそれをどのよう に考えるか、検討する必要がある。

本文は、以上を踏まえ、上記②のような規律の見直しについて、どのように考えるかを問うものである。

### 第3 特別支配株主の株式売渡請求

### 1 対象会社の範囲

公開会社でない株式会社(以下「全株式譲渡制限会社」という。)を対象 会社から除外しないものとすることで、どうか。

#### (補足説明)

当部会では、全株式譲渡制限会社においては、キャッシュ・アウトの必要性が小さいこと、株式の価値の評価が困難であること等を理由に、株式売渡請求の制度における対象会社から全株式譲渡制限会社を除外すべきであるとの指摘がされている。もっとも、全株式譲渡制限会社を対象会社から除外すべきとする立場からも、全

株式譲渡制限会社においてもキャッシュ・アウトの必要性自体は存するとの指摘がされている。また、株式の価値の評価の点は、他の手法によるキャッシュ・アウトにおいても異ならない。そして、当部会においては、株式売渡請求の制度においてのみ全株式譲渡制限会社を対象会社から除外することは、現行法上の他の手法によるキャッシュ・アウトが全株式譲渡制限会社についても可能とされていることと整合せず、合理的な説明が困難であるとの指摘がされている。

本文は、以上を踏まえ、株式売渡請求の制度において、全株式譲渡制限会社を対象会社から除外しないことを提案するものである。なお、当部会における議論を踏まえると、対象会社が全株式譲渡制限会社である場合には、株式売渡請求による売渡株式の取得の無効の訴えの提訴期間は、取得日から1年間に伸長することが考えられる。

### 2 売渡株主に対する通知等

売渡株主に対し、株式売渡請求があったことを知らせるための仕組みに ついて、どのように考えるか。

#### (補足説明)

- 1 試案第2部第3の1⑥では、株式売渡請求に関する売渡株主への通知について、対象会社が公開会社である場合には、公告による代替を認めるものとしている。これに対して、当部会においては、公告しか行われないために、売渡株主の知らないうちにキャッシュ・アウトの効力が生じ、価格決定の申立期間も経過してしまうという事態が生ずることへの懸念が示されている。そこで、このような懸念に対してどのように対応すべきか、検討する必要がある。
- 2 この点について、当部会においては、公告による代替を認めず、常に売渡株主に対する通知を要するものとすべきであるとの指摘がされている。このような指摘を踏まえ、当該通知が売渡株主に対する個別の意思表示に代わる機能をも有すること(試案第2部第3の1⑦)をも考慮すると、公告による代替を認めないものとすることも考えられる。この場合でも、対象会社は、通知の時点において株主名簿に記載された株主に対し、株主名簿に記載された住所に宛てて通知を発すれば足りることになると考えられるため(会社法第126条第1項)、キャッシュ・アウトに係る時間的・手続的コストが不当に増大することにはならないとも思われる。

もっとも、振替株式については、株主名簿の記載は、その時点における真の株 主とは必ずしも一致せず、株主名簿に記載された株主に通知を行う意味が乏しい ことから、振替株式を発行している会社における一定の通知について、公告によ る代替が義務付けられている(社債、株式等の振替に関する法律第161条第2

- 項)。売渡株主に対する上記通知についても、これと同様の趣旨が妥当するため、 対象会社が振替株式を発行している会社である場合には、公告による代替を義務 付ける必要があると考えられる。
- 3 また、公告による代替を認めることに対する上記懸念への対応としては、公告による代替を認めないものとすることが当然に必要となるわけではなく、売渡株式の取得が行われたことを売渡株主が知り得る時から一定期間にわたって価格決定の申立てを認めることでも足りると思われる。

そこで、試案のとおり、対象会社が公開会社である場合に公告による代替を認めることとする場合には、公告による代替がされた場合における価格決定の申立期間を、例えば、売渡株式の対価として交付される金銭に係る弁済の提供がされた日後20日を経過する日までの間に伸長することについても、検討する余地がある。

この場合には、当該金銭の支払義務が持参債務となることを確保するとともに、株主の所在が不明であるなどの事情により価格決定の申立期間がいつまでも満了しない事態が生ずることを防ぐため、当該金銭の交付は、取得日の前日に株主名簿に記載又は記録されていた住所又は株主が別途通知した場所において行うべきものとするなど、配当財産の交付方法等に関する規律(会社法第457条等)を参考にした規律を設ける必要があると考えられる。

### 3 株式売渡請求の撤回

特別支配株主は、取得日の前日までに対象会社の承諾を得た場合には、 株式売渡請求を撤回することができるものとすることで、どうか。